

大江町における部活動改革の方針

令和7年3月
大江町教育委員会

1 背景

令和4年6月にスポーツ庁から、8月には文化庁から、それぞれ運動部活動及び文化活動の地域移行に関する検討会議の提言が示された。

〔趣旨〕

令和5年から令和7年度を目途に、休日部活動の段階的な地域移行を目指す。

○将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保

○学校における教員の働き方改革の推進

《国提言書における部活動移行の目指すべき姿》

○スポーツ・文化芸術環境について、今後、学校単位から地域単位での活動に変えていくことにより、少子化の中でも、将来にわたり我が国の子どもたちがスポーツや文化芸術等に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるものである。

○「スポーツ」は、様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」「喜び」を感じることに本質があり、「スポーツ」を通して自己現実を図るとともに、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を創ることを目指すべきである。また、「文化芸術」は、豊かな人間性を涵養し、想像力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となっている。いずれも生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整えることが望まれる。

○部活動の地域移行は、単に部活動を学校から切り離すということではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、地域全体で体験機会を確保する必要がある。

《「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定》

令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁により「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」が策定され、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が示された。過熱している活動時間については、国の「運動部活動の在り方に関す

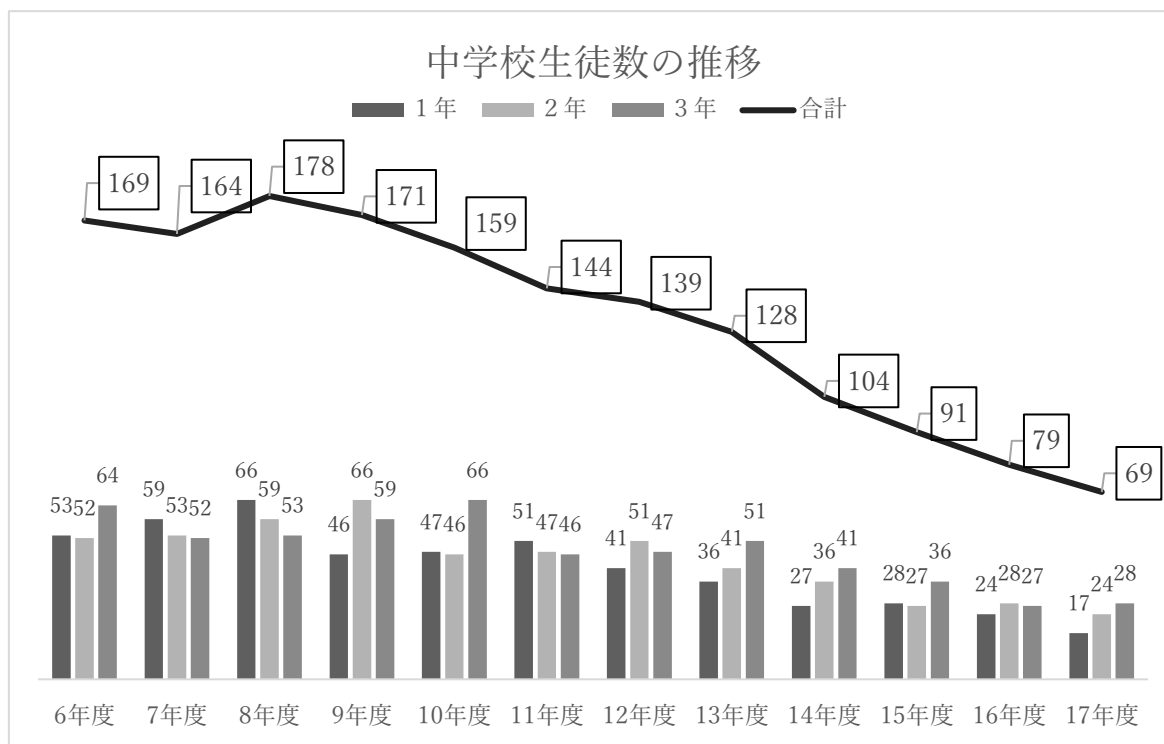
る総合的なガイドライン」(H30.3)、「文化部活動在り方に関する総合的なガイドライン」(H30.12) 及び「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」(H30.12) が示され、これを受けて、県内の学校では、原則平日は 4 日以内で 1 日 2 時間以内の活動、休日は 1 日のみで 3 時間以内の活動が遵守されている。

＜中学校部活動の現状と課題＞

少子化の進展により、中学校の生徒数は年々減少しており、それに伴い教職員数も減少している。部活動は今後、他校との合同での活動や廃部、休部、活動の縮小となってしまうことも想定される。生徒にとっては自分のやりたい部活動がなく、あったとしても少人数での部員数であるため活動が低調となり魅力が感じられない状況が生じる可能性がある。このため、生徒の部活動離れを引き起こすという悪循環が生じ、活動そのものが衰退してしまう恐れもある。

また、教職員の部活動指導に係る負担が増しており、学校における働き方改革が求められていることや、他方で生徒の育成は学校、家庭及び地域において担われている中で、地域のスポーツ・文化芸術団体や指導者、施設などの資源と学校との連携が難しい状況もみられる。

※ 今後予想される中学生の少子化傾向



2 本町における部活動改革に係る基本的な考え方

子どもが、スポーツ・文化芸術活動に親しみ、様々な体験をする機会を確保するため、地域全体で継続的に支える仕組みを創出する。

3 本町における部活動改革に係る推進方針

(1) 学校の体制整備

① 部活動の任意加入

部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われるという現行の学習指導要領の趣旨を踏まえ、部活動の加入は任意とするよう体制を整備する。

② 複数顧問の配置

部活動顧問の配置に当たっては、可能な限り複数顧問体制を検討する。

③ 複数校合同チームの取組み

部員数の減少に伴い特定の部活動が著しく停滞する場合や部活動指導員や外部指導者が配置できず、専門的な指導のできる教職員もいない場合等には、近隣学校の校長と協議し、複数校合同チーム等の取組みを推進する。複数校合同チームの取組みについては、環境が整えば将来的に地域クラブ化することも検討する。

④ 休日部活動の廃止・県部活動ガイドラインの遵守

令和8年度から休日の部活動は廃止する。活動時間は県部活動ガイドラインを遵守する。

(2) 新たな受け皿となる地域クラブ等との連携に向けた環境整備

本町には、基盤となりうる民間事業者等は存在しないため、学校のみならず、スポーツ少年団、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ指導者などと連携した環境の構築を推進することとし、社会情勢の変化を踏まえ「生徒の活動・体験の場や機会の確保」「専門性や資質・能力を有する指導者や受け皿団体の確保」などを推進する。

① 体制が整った種目から

長年培われてきた「教員・生徒・保護者の関係性」や「部活動の教育的意義」を継承させつつ、関係者の理解を得ながら段階的に移行をしていくことが望ましいことから、当面は、学校部活動をベースに学校と地域が緩やかに連携していく形で取り組む。体制が整った部活動から、休日の部活動につい

て地域クラブ活動に移行する。(将来的な平日の地域移行も視野に入れ、可能な部分から取り組む。)

② ガイドラインの遵守

国の提言及びガイドラインの内容を踏まえ、まずは休日の部活動から段階的に地域移行するが、学校とも連携して国や県の「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」(H30.12)等のガイドラインを遵守する。

③ 広域連携の推進

少子化が進むことから本町のみでの継続が難しい場合も想定される。近隣市町村との協議を通じ、生徒が可能な限り取り組みたいものができる体制を検討していく。

④ 生涯スポーツ・生涯学習クラブ化の検討

少子高齢化が進むことから大人の団体の会員減少も懸念されている。生涯スポーツや芸術団体の活性化の観点から大人から子どもまでのクラブ化やマルチスポーツ環境の構築も検討していく。

4 地域クラブ移行の課題

(1) 関係者の理解

地域クラブ移行の本来の目的や方針などについて、生徒や保護者、スポーツ・文化団体関係者の理解や協力は不可欠であり、クラブ・学校・教育委員会との協議が定期的に必要である。

(2) 指導者の確保

地域の関係者との連携により専門性や資質を有する指導者を確保する必要がある。現在の部活動の意義や役割を理解し、適切に指導できる人材を確保するためには、指導者資格についての検討、地域で指導を希望する教員への兼職制度の整備が必要である。

(3) 指導者の研修機会の確保

指導者は部活動ガイドラインに準じ生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効率的効果的なトレーニングや練習方法を積極的に導入する。また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい理解のための研修機会が必要である。

(4) 活動場所や移動手段の確保

活動場所は学校施設のほか公共施設が主となるが、部活動とクラブ活動の統一したルールづくりが必要である。また、他の利用者との調整や休日の試合等の場合は移動手段が課題となってくる。

(5) 活動を支える仕組みづくり

地域クラブ化を円滑に実現するためには、行政とは別に運営面の中核を担う組織やコーディネーター等の人材確保が必要である。また、スポーツ傷害保険の加入や指導者への謝金を含む個人負担の在り方、年間の活動計画の公表なども自治体等の一定程度の統一した考え方が必要である。

(6) 関連制度の在り方

部活動は中体連・中文連等の大会と密接なつながりがあり、大会参加や諸制度の在り方などと整合を図る必要がある。

地域クラブ移行は、勝利至上主義のために行われるものではないため、スポーツや文化活動が生徒個人の生活の中で生涯学習活動として根付いていくことを主眼に行われるものでなければならない

(7) 地域クラブ移行例

① 単一クラブ型（「保護者クラブ型*1」含む）

- ・単一クラブを新たに立ち上げ、外部指導者に指導を依頼する。
- ・生徒の活動状況やニーズに応じて、地域の指導者等を所属する団体から派遣してもらう。

*1 いわゆる「保護者クラブ」は生徒の卒業とともに活動の継続性が担保されないことや地域に活動が根付かないことなどから、国や県からは望ましくないとされているが、規約の整備やスポーツ保険に加入している等、クラブとしての体制が整っており、長期的な見通しに基づいた運営を前提としている組織であれば活動の受け皿となることは可能である。

② スポーツ少年団連携型

- ・部活動の競技とスポーツ少年団の競技が同一の場合が多いことから、中学生徒がスポーツ少年団に登録し、休日はスポーツ少年団での活動として取り組む。

③ 総合型地域クラブ型（休日自由参加型）

- ・平日の部活動とは異なり、複数にまたがる競技や活動の部員が休日は異なる活動に取り組む。

※ 生徒数が少ない場合や指導者が確保しにくい場合などは他校や他市町村との連携した取り組みを協議しながら進める。

新たに受け皿となった 地域クラブ等

位置 付け	法令上は社会教育活動
活動 方針 等	地域クラブの目的や方向性等は 参加者や保護者のニーズを踏ま えてクラブが定める。(活動内 容や活動日は、町の部活動ガイ ドラインを踏まえる。)
責任	事故の際は、地域クラブが責任 を負う。 スポーツ安全保険等の保険に加入 することが必須

情報共有

地域クラブに参加している
生徒の中学校

報告（計画・諸課題等）

支援・指導・助言

※支援の例として

- 施設使用料の減免
- 情報交換の場の設定
- その他

コーディネーター

大江町
教育委員会

連携